

矢板市市立矢板中学校いじめ防止グランドデザイン

H26年度

【学校教育目標】『生徒一人ひとりの個性を尊重し、豊かに心と強靱な身体を持ち、自主性と英知に富み、将来国際社会においても信頼を得る人間を育成する。』

【具体目標】 ◎自ら学ぶ生徒 『常に夢を持ち、より高い夢の実現に向けて、根気強く努力する。』
◎思いやりのある生徒 『思いやりと感謝の心を持って、生活ができるようにする。』
◎たくましい生徒 『自分の健康や興味、関心を持ち、進んで行動や部活動をする。』

いじめ防止対策基本法2-1
「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【目標】 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に向けた取り組みを、組織的・計画的に進め、いじめのない学校づくりを行う。

【いじめに対する基本姿勢】 全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

【組織的な対応】
様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

◎いじめ・不登校対策委員会(随時開催)

【目的】 いじめ認知時の対応に係る委員会

【取組】 いじめと思われる兆候が把握された際に組織的な対応を行う中核となる組織として、いじめ不登校に関する学校生活アンケート、実態把握、認知、指導方針の決定、対応を行うものとする。

【構成員】 学校長、教頭、当該学年主任、当該学級担任、教育相談主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒に関連が深い教職員、必要に応じてSC市教育委員会指導主事、等

【PTA・地域との連携】

- PTA役員
- 学校評議員
- 同窓会 等

【関係機関との連携】

- 矢板市教育委員会
- 矢板市子ども課
- 矢板警察署
- 県北児童相談所
- 塩谷南那須教育事務所

【いじめの未然防止】

- 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につける事を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展する可能性のある日常のトラブルの解決が図れるように計画的、組織的な指導を実践する。
- 生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるように「集団づくり」や「授業づくり」への取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- 教職員の人権感覚を高め、生徒理解を踏まえた指導をすることで、生徒自身の社会性を身につけさせる。
- 情報教育の充実を踏まえながら、端末の利用方法を機会を捉えながら適切に指導する。

【いじめの早期発見】

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われていることを、教職員一人一人が強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応する。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報の共有に努める。
- 生徒、保護者、地域の方々からのいじめに関する相談や通報の窓口を明確にする。

【いじめの早期解決】

- いじめられている生徒を徹底して守る。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応する。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的且つ継続的に対応する。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させると共に、反省を促しながら、あやまちをくり返さないように学校組織としてしっかりと指導する。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする。
- いじめをみていた生徒に対しては、自分の問題として捉える感覚を身につけさせ、いじめは絶対に許されない行為であり見逃さず根絶しようとする態度を育成する。
- 解決した後もいじめられた側、いじめた側の双方を継続的に指導、援助して良好な人間関係の構築に努める。

